

「指定短期入所サービス利用契約」

利用契約書

当事業所では、利用者に対し短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として市町村で支給決定を受けた方が対象となります。

目次

第1条 契約の目的	第10条 利用者からの中途解約等
第2条 契約の期限	第11条 利用者からの契約解除
第3条 支援計画の決定	第12条 事業者からの契約解除
第4条 サービス内容	第13条 苦情解決
第5条 サービス利用料金の支払い	第14条 協議事項
第6条 事業者の基本的義務	
第7条 事業者の具体的な義務	
第8条 事故と損害賠償	
第9条 契約の終了事由	

社会福祉法人 雪の聖母園
短期入所事業所

当事業所は短期入所サービスの指定を受けています。
(指定01000200958139)

雪の聖母園短期入所サービス利用契約書

(以下利用者という)と雪の聖母園(以下事業者という)は、利用者が短期入所事業所(以下事業所という)の提供する短期入所サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者を支払う事について、次のとおり契約(以下本契約という)を締結します。

第1条 目的

この契約は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うことを目的とする。

第2条 期限

この契約期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

第3条 支援計画

事業者は、利用者の課題と意向を把握し、支援計画の作成が必要であると認めた場合については、事業者が利用者に説明して同意を得た上で支援計画を作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べるすることができます。

第4条 サービス内容

事業者は、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ① 食事の提供
- ② 入浴の提供
- ③ 日常生活上の援助(排泄の介助と清拭、コミュニケーション支援、その他必要な自立支援)
- ④ 健康管理の支援
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 相談・助言
- ⑦ 送迎の支援

第5条 サービス料金の支払い

利用者は、事業者が提供する短期入所サービスにつき、重要事項説明書のとおり利用料金を支払います。

- 2 通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対しては、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を徴収する。尚、事業所の自動車を使用する場合は、重要事項説明書に記載する額を徴収する。
- 3 食事については、重要事項説明書に記載する食材料費を徴収する。
- 4 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、短期入所終了日までに直接事務所にて支払うものとする。
- 5 事業者は、利用者から費用の支払いを受けた場合は、費用に係る領収書を発行します。

第6条 事業者の基本的義務

(安全配慮義務)事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、出来る限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。

2 (利用者の意志などの尊重)

事業者は利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供します。

第7条 事業者の具体的な義務

(安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

- 2 (説明義務) 事業者は、この契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、この契約によるサービスを提供するにあたって知りえた利用者とその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。この守秘義務はサービスが終了した後も継続します。
- 4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第8条 事故と損害賠償

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者はサービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第9条 契約の終了事由

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業者の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ④ 事業所の滅失や天災により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 第10条から第12条に基づき本契約が解約または解除された場合
- ⑥ 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きが取られた場合は除く）

第10条 利用者からの中途解約など

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を事前に事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者が、第1項の通知を行わずに事業所から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意志を知った日をもって、本契約は解除されたものとします。

第11条 利用者からの契約解除

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く本契約に定めるサービスを提供しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第7条1項から4項に定める義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の生命、身体、財産、信用を傷つける事などによって、本契約を維持しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合。

第12条 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者が、他の利用者の生命、身体、財産、信用を傷つけることなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ② 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者の生命、身体、財産、信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ③ 利用者が契約締結事業者にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 事業者が特にサービス提供について、この契約を維持または継続しがたい理由があると認められる場合

第13条 苦情解決

利用者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書の記載されている苦情受け付け窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、この契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることができ、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできる。

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は知的障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するために、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

事業者名 社会福祉法人 雪の聖母園
事業者住所 樺戸郡月形町字当別原野215番地
代表者氏名 理事長 地主 敏夫 印

利用者住所
氏 名 印